

法学部通信教育課程

I 2015 年度 大学評価委員会の評価結果への対応

【2015 年度大学評価結果総評】

法学部通信教育課程では、通信教育課程の特質を明確に意識し、反映した取り組みがなされており、その成果を期待したい。ただ、取り組みの多くを通学課程法律学科での検討・議論に委ねるという体制が適切であるかどうかについては、別個の課程として構築されている以上、引き続き十分に吟味する必要があると考える。特に「生涯学習の担い手」という新しい教育理念・目標が付加された現在、多くの項目で「通学課程と同等であると考えている」ということで、本当によいのであろうか。新しい教育方法・教育指導を模索すべき時ではないかと思われる。

【2015 年度大学評価委員会の評価結果への対応状況】（～400 字程度まで）

指摘された「通学課程と同等であると考えている」ということでよいのか、という点については、実は以前から、同じ法律学科であるがゆえに基本的には同様に考えられるとしつつも、個別具体的には通信課程の特質にきめ細やかに配慮した教育指導・対応が図られてきたというのが実情である。特に学習・教育指導の手法や成績評価のあり方等に関しては、通学課程とは自ずと異なるものにならざるを得ないのであって、個々の教員がこの点に配慮して臨むとともに、法律学科会議においても通教主任が中心となってこれらの問題について情報共有を図り、随時議論を行ってきた。

したがって、「生涯学習の担い手」という新たな教育理念・目標が付加された今日においてもなお、現下の体制において新しい教育方法・教育指導を模索していくことは十分に可能であると考えている。ただしこれは、指摘された内容を軽視するものでは決してない。通信教育課程にふさわしい議論の場のあり方については、今後も引き続き検討課題とし、議論を進めていくものである。

なお、今年度議論すべき課題としてこのほかに、①新カリキュラムの評価・検証、②いわゆる「剽窃」への対応の仕方の 2 点があり、通教主任が中心となって検討を進める予定である。

II 自己点検・評価

1 教員・教員組織

【2016 年 5 月時点の点検・評価】

(1) 点検・評価項目における現状

1.1 学部等として求める教員像および教員組織の編制方針を明確にしているか。

①組織的な教育を実施する上において必要な役割分担、責任の所在を明確にしていますか。

はい  いいえ

【学部執行部の構成、学部内の基幹委員会の名称・役割、責任体制】※箇条書きで記入。

- ・教授会執行部（学部長 1 名、教授会主任 1 名、教授会副主任 1 名）
- ・教授会（原則として月 2 回）
- ・法律学科会議（教授会と同日開催、法律学科主任により主催）
- ・通教関係（法律学科会議の一事項としてではあるが、議事進行は通教主任が務めている。また、審議時間は必要に応じて通教主任と法律学科主任との間で事前に調整して確保しており、法律学科カリキュラム委員会や法学部質保証委員会などと比較しても実質的に見て遜色のない議論の場となっている。）
- ・通信教育学務委員会委員（主任 1 名、計 2 名）
- ・法律学科カリキュラム委員会
- ・法学部質保証委員会

【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。

- ・法学部通信教育課程 2015 年度現状分析シート

1.2 教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

①学部（学科）のカリキュラムにふさわしい教員組織を備えていますか。

はい  いいえ

（～400 字程度まで）※教員像および教員組織の編制方針、カリキュラムとの整合性等の観点から教員組織の概要を記入。

法学部通信教育課程においては、通信教育課程の特質に配慮しつつも、およそ法律学科である以上、基本的なカリキュラムは通学課程の法律学科と必然的に同様のものを採用することとなる。

これに対し、法学部通信教育課程では、大学通信教育設置基準附則抄 3 により、同基準第 9 条にかかわらず、通信教育課程に専念する教員は置かれていないが、通学課程教員が通信教育にもあたることで教育が行われている。よって、通学課程と同様に、担当授業科目にふさわしい研究能力と教育能力を有する教員をもって、教育組織の編成に当たっている。すなわち、通学課程の専任教員が、通信教育課程の教科担当者となる体制となっており、これによって法学部法律学科の

通信教育課程のカリキュラムに相応しい教員組織を備えているものとする。

【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。

- ・法政大学学術研究データベース
- ・法学部通信教育課程 2015 年度現状分析シート

2015 年度専任教員数一覧

(2015 年 5 月 1 日現在)

学部・学科	教授	准教授	講師	助教	合計
法	19	3	0	0	22

※学校基本調査の教員数を記載。実際の所属教員数とは一致しない場合あり。

## (2) 特記事項

※上記点検・評価項目における 2015 年度新規取り組み事項および前年度から変更や改善された事項等について、箇条書きでそれぞれの概要を記入。ない場合は「特になし」と記入。

内容	点検・評価項目
・通信教育課程にふさわしい議論の場について、法律学科会議で議論を行い、当面は従前同様とするとの結論を得た。もっとも、引き続き議論を行うとすることで、各教員が改めて問題意識を共有することとなった。	1.1①

## (3) 現状の課題・今後の対応等 (任意項目)

※(1)～(2)の内容を踏まえ、現状の課題および今後の対応等について箇条書きで記入。課題がない場合は「特になし」と記入。

- ・新カリキュラム (卒論の非必修化を含む) の評価・検証
- ・「剽窃」への対応の仕方に関する議論

## 【この基準の大学評価】

法学部通信教育課程では、法学部教授会の下、法律学科主任の主宰による法律学科会議が基本的な責任を負っている。さらに、執行面の責任者として通信教育学務委員会委員 (主任を含む計 2 名) が置かれ、法律学科会議の一事項としての通信教育 (以下、通教) 関係の議事進行は通教主任が務める、という役割分担がとられている。

教員組織については、通学課程と同等のカリキュラムの下で、通教課程に専念する教員は置かずに通学課程の専任教員が各教科担当者となる体制がとられており、法学部通信教育課程のカリキュラムに相応しい教員組織を備えていると評価できる。

## 2 教育課程・教育内容

### 【2016 年 5 月時点の点検・評価】

#### (1) 点検・評価項目における現状

##### 【教育課程の編成・実施方針】

法学部では、法律学の基幹となる六法科目を中心に、法律学を体系的・総合的に学習することを通して、「法的なものの考え方＝リーガルマインド」を養っていけるようカリキュラムを構成している。

具体的には、開設科目は、選択必修科目と選択科目に分類されている。前者は、六法科目 (憲法、民法総則、刑法総論等) と基本科目 (国際法総論、行政法、労働法等) から構成され、8 科目 32 単位以上の修得が要件である。後者は、基本科目及び先端科目 (教育法、親族法・相続法、日本法制史、英米法等)、社会科学の基礎科目等から構成され、32 単位以上の選択必修科目の修得単位と合わせて合計で 82 単位 (卒業論文を選択しない場合は 86 単位) 以上になるように修得することが要件である。すべての科目の学年配当は、法律学の体系的性を勘案して行われている。さらに、「選択必修科目」「選択科目」から 8 単位以上をスクーリングで修得することも要件である。また、卒業論文を選択科目として選択 (履修) することができる。

こうしたカリキュラム構成については、通信教育部ホームページをはじめ、入学案内、学習のしおり等で公表しているほか、学習ガイダンスおよび卒業論文指導を実施し、学生への周知を徹底している。

2.1 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

①学生の能力育成の観点からカリキュラムの順次性・体系的性をどのように確保していますか。

A  B  C

(～400 字程度まで) ※カリキュラム上、どのように学生の順次的・体系的な履修への配慮が行われているか概要を記入。  
真に学ぶ意欲と適性のある学生に対し、通学課程と同一水準の教育を提供し、広範な知的素養と思考力を身につけた、社会に貢献しうる人材を育成するための授業科目を体系的に配置している。2013 年度から実施されている新カリキュラムでは、専門科目について、カリキュラムの順次性・体系性を確保すべく教科の年次配当が適切になされるよう意を払い、また、学生の科目選択にあたって、科目名称から学習内容を把握しやすいように、〇〇法一部・二部といった科目名を廃して、内容を反映した科目名称としている。

【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。

- ・「通信教育部学習のしおり 2016」 40～41 頁
- ・法学部通信教育課程 2015 年度現状分析シート

2.2 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

①学生の能力育成のための教育課程・教育内容が適切に提供されていますか。

A  B  C

(～400 字程度まで) ※学生に提供されている教育課程・教育内容の概要を記入。

通学課程と同等の、法律学の完成された体系に基づくカリキュラムを提供している。2013 年度から実施されている新カリキュラムにおいては、他大学において通学課程の法律学科において卒業論文を必修とする例が稀であることに鑑み、従来必修とされていた卒業論文を他の科目 8 単位に振り替えることによっても卒業要件を満たすことができるようにして、卒業論文を実質的に選択科目化するとともに、卒業論文を提出しない者も法律学修養に関して卒業論文作成と同等の努力を要するものとしている。さらに近年、行政救済法や西洋法制史を新たに開講するなど、開講科目の充実を図っている。

【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。

- ・「通信教育部学習のしおり 2016」 41 頁注意点 k (新設科目関連)
- ・同上 62～68 頁 (卒業論文関連)
- ・法学部通信教育課程 2015 年度現状分析シート

(2) 特記事項

※上記点検・評価項目における 2015 年度新規取り組み事項および前年度から変更や改善された事項等について、箇条書きでそれぞれの概要を記入。ない場合は「特になし」と記入。

内容	点検・評価項目
・新規科目の開講 (行政救済法、西洋法制史)	2.2①

(3) 現状の課題・今後の対応等 (必須項目)

※(1)～(2)の内容を踏まえ、現状の課題および今後の対応等について箇条書きで記入。

- ・開講科目の必要に応じた見直し

### 【この基準の大学評価】

法学部通信教育課程では、学生の能力育成の観点に立って、適切に教科を年次配当することを基本とし、旧来の科目名を廃止するとともに、内容を反映した科目名称に変更して学生が科目選択をしやすくするなど、カリキュラムの順次性・体系性の確保に努めている。

通学課程と同様の、法律学の完成された体系に基づくカリキュラムを学生に提供し、さらに新たな科目の開設など科目の充実も図っている。2013 年度から実施の新カリキュラムにおいては卒業要件として従来必須としていた卒業論文を、他の科目 8 単位修得で振り替え可能とした。この改正により、学生の選択の幅は拡大することとなった。教育課程・教育内容の適切な提供の例といえる。

新カリキュラム実施から 3 年を経過した今日、学生の能力育成の観点から、新カリキュラムの有効性の検証を行うことが望まれる。

## 3 教育方法

### 【2016 年 5 月時点の点検・評価】

(1) 点検・評価項目における現状

3.1 能力育成の観点から教育方法および学習指導は適切か。

①学生の履修指導を適切に行っていますか。

A  B  C

【履修指導の体制および方法】 ※箇条書きで記入。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年開催される学習ガイダンスのなかで一般的な履修指導を実施しているほか、オフィスアワーを実施し、適宜、必要に応じて個別な履修指導を実施している。</li> <li>・単位修得状況が思わしくない学生に対しては、「履修計画書」の提出を指導している。</li> </ul>	
<p><b>【根拠資料】</b> ※ない場合は「特になし」と記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「通信教育部学習のしおり 2016」114～118 頁（学習サポート）</li> <li>・法学部通信教育課程 2015 年度現状分析シート</li> </ul>	
②学生の学習指導を適切に行っていますか。	A B C
<p>(～400 字程度まで) ※取り組み概要を記入。</p> <p>学生の学習指導のために、学習を進めるにあたって生じた疑問点についての質問をすることができる「学習質疑」の制度を設けているほか、学習相談会も実施して、履修上・学習上の相談に応じている。また、2012 年度より通信教育部において学習ガイダンスの機会を増やしており、2013 年度から各学部・学科が実施に携わっている。</p> <p>2015 年度の法学部学習ガイダンスにおいては、特にレポートにおいて「剽窃」と評価されるケースが増加している傾向に鑑み、文献の引用の仕方・出典の表示方法について重点的に指導を行った（学生のアンケートにおいても好評を得た）。</p>	
<p><b>【根拠資料】</b> ※ない場合は「特になし」と記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「通信教育部学習のしおり 2016」114～118 頁（学習サポート）</li> <li>・法学部通信教育課程 2015 年度現状分析シート</li> </ul>	
3.2 シラバスに基づいて授業が展開されているか。	
①シラバスが適切に作成されているかの検証を行っていますか。	はい いいえ
<p><b>【検証体制および方法】</b> ※簡条書きで記入（取組例：執行部（〇〇委員会）による全シラバスチェック等）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクーリング科目のシラバスの適切性については、通信教育課程主任（およびもう 1 名の学務委員）が、①専任教員のうち新任教員の担当科目および②兼任講師の担当科目についてそのシラバスを確認し、必要に応じて修正を依頼することを通して、検証を行っている。</li> </ul>	
<p><b>【根拠資料】</b> ※ない場合は「特になし」と記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法学部通信教育課程 2015 年度現状分析シート</li> </ul>	
②授業がシラバスに沿って行われているかの検証を行っていますか。	はい いいえ
<p><b>【検証体制および方法】</b> ※簡条書きで記入（取組例：後シラバスの作成、相互授業参観、アンケート等）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通信教育課程において授業がシラバスに沿って行われているかが問題となるのはスクーリング科目であるところ、これを兼任講師が担当する場合に同一名称の通信学習科目の科目担当者（専任教員）がシラバスに沿った授業が実施されているかを確認している。</li> </ul>	
<p><b>【根拠資料】</b> ※ない場合は「特になし」と記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法学部通信教育課程 2015 年度現状分析シート</li> </ul>	
3.3 成績評価と単位認定は適切に行われているか。	
①成績評価と単位認定の適切性を確認していますか。	A B C
<p><b>【確認体制および方法】</b> ※簡条書きで記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・卒業論文については、毎年度、卒業論文の口頭試問が終了した 3 月の法律学科会議において、通教主任が中心となって総括的な審議を実施し、そのなかで成績評価と単位認定の適切性についても検証し確認している。</li> <li>・卒業論文以外の科目（スクーリング科目を含む）についても、法律学科会議でカリキュラム編成の審議等に際して、通教主任が中心となって必要に応じた検証を実施している。</li> </ul>	
<p><b>【根拠資料】</b> ※ない場合は「特になし」と記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法学部通信教育課程 2015 年度現状分析シート</li> </ul>	
②他大学等における既修得単位の認定を適切な学部（学科）内基準を設けて実施していますか。	はい いいえ
<p>(～400 字程度まで) ※取り組み概要を記入。</p> <p>基準を適切に設定して他大学等における既修得単位の認定を実施している。</p>	
<p><b>【根拠資料】</b> ※ない場合は「特になし」と記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「通信教育部学習のしおり 2016」23 頁</li> <li>・法学部通信教育課程 2015 年度現状分析シート</li> </ul>	

(2) 特記事項



※上記点検・評価項目における 2015 年度新規取り組み事項および前年度から変更や改善された事項等について、箇条書きでそれぞれの概要を記入。ない場合は「特になし」と記入。

内容	点検・評価項目
・学習ガイダンスにおける「引用」の重点的指導	3.1②

(3) 現状の課題・今後の対応等 (必須項目)

※(1)～(2)の内容を踏まえ、現状の課題および今後の対応等について箇条書きで記入。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・履修指導および学習指導のさらなる充実</li> <li>・通信教育課程の特質により配慮した成績評価・単位認定の実施と検証</li> </ul>
---

【この基準の大学評価】

<p>法学部通信教育課程では毎年度開催の学習ガイダンスで一般的履修指導を、オフィスアワーで個別的履修指導を実施するとともに、単位修得状況の思わしくない学生に対して「履修計画」を提出させて指導している。学生の履修指導は適切に行われているといえるが、さらなる充実に向けての検討が望まれる。</p> <p>学生の学習指導については、「学習質疑」の制度、学習相談会の実施、通信教育部事務部と各学部・学科による学習ガイダンスの機会増により、適切に行われている。近年、レポートに剽窃とみられるケースが増加していることから、2015年度の法学部学習ガイダンスにおいて、文献引用の仕方・出典の表示方法について重点的に指導が行われたことは評価できる。</p> <p>スクーリング科目のシラバスの適切性については、通教主任といま一人の学務委員が確認を行い、必要に応じて修正を依頼している。</p> <p>シラバスに沿った授業の点検については、専任教員の場合、担当年度の初回授業のみ確認を行い、兼任講師が担当するスクーリング科目は専任教員が確認・検証している。</p> <p>卒業論文については、口頭試問終了後の3月の法律学科会議において、通教主任が中心となって総括的審議を行い、そのなかで成績評価と単位認定の適切性について検証し確認している。卒業論文以外の、スクーリング科目を含む科目についても、法律学科会議でカリキュラム編成の審議等に際して、通教主任が中心になって検証を実施している。今後は、通学課程とは異なる視点から、通教課程の使命と特質により配慮した成績評価と単位認定の実施に向けての検討が望まれよう。</p> <p>他大学等における既修得単位については、基準に基づき適切に単位認定が行われている。</p>
--

4 成果

【2016年5月時点の点検・評価】

(1) 点検・評価項目における現状

【学位授与方針】	
「自由と進歩」の建学の精神を理解し、年齢に関係なく学問の関心を持ち続け、何事にも挑戦し続ける姿勢を持つことを前提とし、人文・社会・自然などに関する幅広い教養と、通学課程と同一水準の、時代の先端を行く専門分野の学識を取得し、生涯学習社会において、自立的に自由な発想と柔軟な判断が出来る能力を修得することを、学位授与の方針とする。	
4.1 教育目標に沿った成果が上がっているか。	
①学生の学習成果を測定していますか。	A <input checked="" type="checkbox"/> B C
<p>(～400字程度まで) ※取り組みの概要を記入(習熟度達成テストや各種アンケートの活用状況等)。</p> <p>学生の学習成果は、教科ごとのレポートまたは小テスト(メディアスクーリング授業の場合)および単位修得試験により測定している。</p>	
【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「通信教育部学習のしおり 2016」80～111頁</li> <li>・法学部通信教育課程 2015年度現状分析シート</li> </ul>	
②成績分布、進級などの状況を学部(学科)単位で把握していますか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
【データの把握主体・把握方法・データの種類等】 ※箇条書きで記入。	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生の進級については、法学部教授会規程に従い、法学部教授会で個別に判定している。</li> <li>・学生の成績分布、試験放棄(登録と受験の差)などの実績は、教授会が定期的に報告を求める体制にはなっていないが、</li> </ul>	

通信教育学務委員会において詳細なデータ開示がなされるなど、通信教育部事務部から通信教育学務委員を通じて学部・学科に報告がなされ得る体制になっている。

【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。

- ・法学部通信教育課程 2015 年度現状分析シート

(2) 特記事項

※上記点検・評価項目における 2015 年度新規取り組み事項および前年度から変更や改善された事項等について、箇条書きでそれぞれの概要を記入。ない場合は「特になし」と記入。

内容	点検・評価項目
・特になし	

(3) 現状の課題・今後の対応等 (必須項目)

※(1)～(2)の内容を踏まえ、現状の課題および今後の対応等について箇条書きで記入。課題がない場合は「特になし」と記入。

・特になし
-------

【この基準の大学評価】

法学部通信教育課程では学生の学習成果を教科ごとのレポート、又は小テスト（メディアスクーリング授業の場合）、および単位修得試験により、測定している。

学生の進級については、法学部教授会が個別に判定している。学生の成績分布や試験放棄等の実態については、通教育学務委員会において詳細データ開示がなされるなど、通信教育部事務部から通教育学務委員を通じて学部・学科に報告がなされる体制がとられている。

5 学生の受け入れ

【2016 年 5 月時点の点検・評価】

(1) 点検・評価項目における現状

【学生の受け入れ方針】

「社会に開かれた大学」として、高等教育の門戸を広く開放することは、通信教育課程の使命であると言える。このため、学ぶ意欲のある幅広い年齢層に対し、「いつでも、どこでも」学ぶことが出来る環境を整備することが必要である。その上で、高等教育機関であることを大前提として、学問に真摯に取り組み、生涯学習社会にあって、自己の知識や能力を社会に還元する意欲を持った人材を受け入れることを基本方針としたい。

5.1 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

①定員の超過・未充足に適切に対応していますか。

はい いいえ

(～200 字程度まで) ※入学定員・収容定員の充足状況をどのように捉えているかを記入。

入学者を増加させるために説明会・入学相談を実施しているほか、通信学習科目にとどまらない、通信制の学生にとって利用しやすい授業形態（メディアスクーリング等）の科目を拡充している。また、離籍者数を減少させるために、学習ガイダンスにおいて法律学科での学びに必要な態度・心構え・意義、レポートの書き方、具体的な学習方法などについて指導している。

【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。

- ・通信教育部ウェブサイト (<http://www.tsukyo.hosei.ac.jp/events/>) (説明会・入学相談)
- ・「通信教育部学習のしおり 2016」110～111 頁 (メディアスクーリング)
- ・法学部通信教育課程 2015 年度現状分析シート

5.2 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

①学生募集および入学者選抜の結果について検証していますか。

A B C

【検証体制および検証方法】 ※箇条書きで記入。

- ・法律学科会議において、学務委員の報告に基づき、学生募集および入学者選抜の結果について必要に応じて検証している。

【根拠資料】 ※ない場合は「特になし」と記入。

・法学部通信教育課程 2015 年度現状分析シート

(2) 特記事項 (任意項目)

※上記点検・評価項目における 2015 年度新規取り組み事項および前年度から変更や改善された事項等について、箇条書きでそれぞれの概要を記入。ない場合は「特になし」と記入。

内容	点検・評価項目
・特になし	

(3) 現状の課題・今後の対応等 (任意項目)

※(1)～(2)の内容を踏まえ、現状の課題および今後の対応等について箇条書きで記入。課題がない場合は「特になし」と記入。

・離籍者数減少のための、学習ガイダンスのさらなる充実化

【この基準の大学評価】

法学部通信教育課程では入学者増加に向けて、説明会・入学相談の実施、メディアスクーリング等の通信制学生に利用しやすい授業形態の科目拡充に努めている。さらに、離籍者数減少を目的に、学習ガイダンスにおいて、学習に必要な態度・心構え・意義、レポートの書き方、具体的学習方法などについて指導している。これらの努力については高く評価できるが、引き続き、入学者増と離籍者数減少に向けてさらに取り組むことが望まれる。

学生募集及び入学者選抜の結果については、法律学科会議において、通教学務委員の報告に基づき、必要に応じて検証されている。

6 学生支援

【2016 年 5 月時点の点検・評価】

(1) 点検・評価項目における現状

6.1 学生への修学支援は適切に行われているか。

①卒業・卒業保留・留年者および休・退学者の状況を学部（学科）単位で把握していますか。

はい  いいえ

【データの把握主体・把握方法・データの種類の等】※箇条書きで記入。

・卒業、卒業保留、退学については、通信教育部事務局より法学部の通信教育学務委員に送られるデータを、法律学科会議に上程・検討のうえ法学部教授会の議を経て認定する体制となっており、この審議を通してこれらの状況を学部・学科単位で把握している。

【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。

・法学部通信教育課程 2015 年度現状分析シート

(2) 特記事項

※上記点検・評価項目における 2015 年度新規取り組み事項および前年度から変更や改善された事項等について、箇条書きでそれぞれの概要を記入。ない場合は「特になし」と記入。

内容	点検・評価項目
・特になし	

(3) 現状の課題・今後の対応等 (任意項目)

※(1)～(2)の内容を踏まえ、現状の課題および今後の対応等について箇条書きで記入。課題がない場合は「特になし」と記入。

・特になし

【この基準の大学評価】

法学部通信教育課程の卒業、卒業保留、退学者等の状況については、法律学科会議および法学部教授会において適切に把握されている。

7 内部質保証

**【2016年5月時点の点検・評価】**

(1) 点検・評価項目における現状

7.1 内部質保証システム（質保証委員会等）を適切に機能させているか。

① 質保証に関する活動は適切に行われていますか。 はい いいえ

**【2015年度の質保証に関する活動概要】** ※簡条書きで記入。

- ・ 法学部質保証委員会が設置され、通学課程とあわせて質保証活動を行っている。2015年度は、2015年10月26日、2016年2月29日、同3月14日の計3回、開催された。
- ・ 法学部質保証委員会委員を学部執行部・通信教育学務委員とは兼務しない者として、その活動の独立性を確保している。

(2) 特記事項

※上記点検・評価項目における2015年度新規取り組み事項および前年度から変更や改善された事項等について、簡条書きでそれぞれの概要を記入。ない場合は「特になし」と記入。

内容	点検・評価項目
・ 特になし	

**【この基準の大学評価】**

法学部通信教育課程では、法学部質保証委員会において、通学課程と併せて質保証活動が行われている。2015年度においては、質保証委員会の会議は3回開催され、適切に活動が行われている。

**【大学評価総評】**

法学部通信教育課程ではこれまで、社会の進展と学生のニーズの変化に対応して、通教課程の特質を踏まえた学習・教育指導の内容の見直しや新手法（メディアスクリーニング等）導入に努力を重ねてきており、高く評価できる。今後は、2015年度の大学評価委員会の指摘のとおり、「生涯学習の担い手」という新たな理念をどのように通教課程の学習・教育内容に組み込んでいくかが、最大の課題として位置づけられるものと考えられる。これは、通信教育部門全体に係る大テーマでもあるが、法学部通信教育課程における積極的な検討と取り組みに期待するものである。